

vol. 1
March
2009

KAIHO UNDOH SUISHIN FORUM

解放運動推進フォーラム

真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部

拠ってもって立つ法

教団がなかつたならば、信仰はその拠りどころを失うであろう。単なる個人的信仰は、現実との関係をもたぬものである。ところで教団には、教団の拠つてもつて立つ法が根本にあるわけであるが、その法はどうして成立するのか。また、どうしてその法を信ずることができるのか。法を信ずるということは、法の中に自分を見出すことでなければならぬが、法と自分とは、どういう因縁関係をもっているのか。(中略)このような問題をつきつめる時、遂に阿弥陀仏の本願というところに至るのである。そこに、教団と教学の問題がある。それは教法を修学するところの道、教を実践する方法の問題である。

(『真人』100号「大衆を統理して一切無碍ならん」曾我量深、1957年4月)

この一文は、50年前に曾我先生が教団としての社会的存立の意義を述べられたものである。私たち一人がひとりの求道者として、教法の修学と、教法の社会的実践としての大切さを示唆して下さっている。

現実生活に身を置く私たちは、時に他を傷つけ排除するという悲しみの行為に至る。何故、差別と排除を繰り返すのか。そうした人間の悲しみの行為が教法より問われつづけられる。

自分はどこに立っているのか、自分とは何か、何を求めているのか。この問題を教えの中に省みる時、私のこころの奥底に渦巻く煩惱の闇にまなこを閉じていたことが、全ての過ちの根源であることにいまさらに教えられる。

解放運動推進本部の取り組みとして、部落差別問題はもとより、ハンセン病問題、性差別の問題、あらゆる差別問題から問われつづけることにより、今日まで見出せなかった課題への取り組みが次々と始まってきている。その一つひとつの課題との出会いは、常に私が教法に照らされていることに他ならない。

教えと呼応する身の実践において、解放運動が信仰運動として、また教団の意志となって具体的な働きを起こし、現代社会に向けて訴えていかねばならない。

自我に立つ善であってはならない。自らを善として始める運動は、他を批判することに終始し、顛倒していく。

このことを自ら一人ひとりの課題とし、共にその解放にむけた歩みとなることを願わずにはおれません。このたび「フォーラム」の発行にあたり、皆様の御意見、ご指導の程、賜りますことをお願い申し上げます。

解放運動推進本部長 松本 好行

解放運動推進本部という 名のりと取り組み

訓覇 浩 くるべ こう（本部委員）

真宗大谷派同和推進本部が職制の改正に伴い、真宗大谷派解放運動推進本部という名のりのもと新たなスタートを切って早や4年の月日が経過いたしました。その間、旧『「同和」推進フォーラム』が発行できずにおりましたため、フォーラム読者の皆さまに名称変更の意味と、職制改正によって何が変わったのかということについて、今日までご報告できずにおりました。

報告にしては遅きに失した感はぬぐえませんが、解放運動推進本部と名のりということと、職制改正に込められた運動の願いは、大谷派のこれからの取り組みにおいても基本的に意識し続けていかなければならないことであるという認識から、あえてしたためさせていただきます。

あらたな名のりについて

4年前の宗会においてなされた職制改正は、2004年3月31日付けで出された「同和審議会『具申書』」を受けてのものでありますが、①「同和」の用語の改正について、②宗門における部落解放運動について、の二つの諮問を受けた同和審議会は、その具申書の中で、「同和推進本部」の名称変更の必要性について、

「同和」の用語については、その語の持つ歴史的背景と現在の意味について、多角的に問い直しを行った結果、浄土真宗を名のる教団の差別問題に対する取り組みの名称として相応しくないとはいえなく、今後真宗大谷派においては、「同和」の用語は極力用いないようにすべきであるとの結論に到った。

と明確に言い切っております。

まず、「解放運動推進本部」という名のりについて、「具申書」に記された内容を踏まえながら受けとめを述べさせていただきます。

この「同和」の語については、1989年の「真宗大谷派糾弾会」の席上で、親鸞の精神に生きようとする大谷派教団が、「同和推進」という言葉を運動の名のりとしているのはどういうことかという厳しい指摘がなされるなど、これまでにさまざまな形で



問題提起を受けてまいりました。そこに一貫していることは、「同和」という語の持つ歴史的な意味が、大谷派における解放運動の名のりとしてふさわしくない、ということでした。

「同和」という言葉が、部落差別問題への取り組みを表す言葉として用いられたのは、1941年の「同和奉公会」の発足からであるといわれております。この団体は、水平運動に対抗するために国家主義的立場からの運動を展開した「中央融和事業協会」が、さらに大政翼賛運動と表裏を成す形で改編され誕生したものでした。

同会がその名の出典として紹介しているのが、昭和天皇が即位の際に語ったとされる「人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセン」という一文です。ここで語られる、天皇による「一視同仁」という平等観、「四海同胞」という世界観が、この団体のもとで展開される運動の理念でありました。このように「同和」という言葉は、天皇制国家主義を確立していくために作り出された言葉であり、また天皇による「恩寵的救済観」が色濃く反映された用語であるといえます。

これらの「同和」の語に込められた意味を改めて問い直すとき、私たちは、親鸞の精神に生きようとする教団において取り組まれる解放運動の名のりとして、どういう視点から考えても相応(ふさわ)しくないと感じざるを得なかったのです。

それでは、それに代わる名称として、解放運動推進本部という名のりはどこから生まれてきたのか。「具申書」では、「同朋社会推進本部」という名が相応しいと提起されております。しかし、現実的な問題として、「同朋会運動」という信仰運動を展開する宗門にあって、差別問題からの問いかけを受け止めていく運動の名が、「同朋社会推進」という言葉ではかえって教団内で認知されにくい、また、一般社会の中でも取り組みの内容がわかる言葉で名のりを表すことがよいなどの理由から、「解放運動推進本部」という名称が選ばれました。

しかし、この「解放運動推進本部」という名のりも、「同朋社会推進本部」という名のりに対して決して消極的なものではなく、1922年の水平社創立時

における、「人間を勲(いたわ)るかのごとき運動」を排し「人間を尊敬する事によって、自ら解放せんとする」運動への転換という願いに、積極的に応えていきたいという思いが込められております。

現在の部落解放運動をめぐる状況なども思うとき、あえて今、「解放」という言葉を名のりということの意味は大変大きなものがあると考えております。

あらたな取り組みについて

4年前の職制改正では、部落差別問題以外の差別問題への取り組みが職制上に規定されました。具体的には、「非戦平和」という課題への取り組み、さらに3年前の一部改正において、男女平等参画という課題が解放運動推進本部職制の中に位置づけられました。これは、部落差別問題への取り組みが埋没するのではないかなど、多くの意見が出される中で改正でありましたが、課題と課題の照らし合いにより、それぞれの課題がより立体的にとらえられ、重層的な取り組みが展開できるという確信からの決断でありました。

その結果現在、全戦没者追弔法会の所管が当本部に移され、さらに組織部の所管であった女性室が、当本部の所管となっております。これらのことにより、ますます関係部門、教区・教務所との連携が不可欠となりますが、一層、同朋会運動推進ということの中に、大谷派における解放運動推進ということを具体化してまいりたいと願っております。

最後になりますが、具申書において実動が強く求められた、「部落差別問題等に関する教学委員会」は審議がスタートして4年度目に入っており、「念仏者としての解放運動」というものの性格を明確にし、課題を共有するということをテーマに議論がなされております。

今後、当本部としてもこの委員会の議論も反映させながら、差別の現実と教えというものの往復運動の中で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、解放運動推進本部という名のりと現在の取り組みについてご報告させていただきました。

真宗大谷派における部落差別問題実態調査について

阪本 仁(本部委員)

去る2005年11月に実施した真宗大谷派における部落差別問題実態調査(以下実態調査)について、現状を報告したいと思います。そもそもこの実態調査の起りは、1980年10月22日まで遡ります。同和関係寺院協議会(以下「同関協」)が宗門に対して提出した「三要求」がことの発端となり、25年という歳月をかけて実現した「同関協」の悲願ともいえる事業です。(詳しくは『真宗』誌2005年7月号から10月号参照)

●調査寺院選定について

調査を計画した時点で、部落寺院(被差別部落門徒を多く抱える寺院)と包含寺院(被差別部落門徒を抱える寺院)と「同関協」会員との合計が200カ寺と推定して基礎寺院の特定にあたった。(※部落寺院・包含寺院の定義については、歴史的見解や学術的な定義とは違う。今回の調査のみの分類の仕方である。包含寺院と一般寺院に比べて、部落寺院の数量が少ないため、考慮した結果である)「同関協」会員名簿を基にしながら、

江戸時代以来の資料(『京都の部落史』等)を精査し、武内了温氏から始まる派内における部落解放運動に関する資料、「真身会」の名簿、「真身会」の研修会参加者名簿等を丁寧にあたって214カ寺を特定し基礎寺院とした。

母集団寺院については専門家のアドバイスに従い、基礎寺院数の五倍を超えないものとし、今回の調査票総数を1000票とすることに決定した。よって基礎寺院214ヶ寺、母集団寺院786カ寺となった。

母集団寺院786カ寺の選定については基本的には無作為とした。ただし、無作為ながら次のことに留意した。連区の比率を勘案して全組に調査票が届くようにし、また無住寺院を避けて選定した。その結果、総数612票の回答が得られ、有効票は594票となり、郵送調査としては非常に高い数値となった。このことは、宗派内の大きな期待、関心の高さの表れとなった。

●実態調査報告書について

報告書の大きな柱立ては、寺院項目・住職項目・部落問題項目・まとめの4章である。報告書作成にあたっては3名の専門家に分析をお願いした。

ただ、現在その分析内容を「同

関協」と本部で精査し、公表に向けての作業中であることから、今しばらくお待ち頂きたい。

●分析内容について

具体的な分析結果は本報告書の完成を待っていただきたいが、一部を報告したい。

調査票の中に次のような設問を設けた。「あなたは、部落差別問題を信心の課題として取り組むという考えについてどのようにお考えですか」①信心の課題として取り組むべき問題である②信心の課題とは別で、社会問題として取り組む問題である③お互いの信心さえはつきりすれば、おのずから差別はなくなるので取り組む必要はない④信心の課題とは思わない、という設問に対して①57.4%②22.6%③8.4%④7.6%という結果となった。糾弾以来、いや大谷派においては、武内了温氏から始まる解放運動の歴史を有しながら、①と回答した人は57.4%に留まった。この数値をみなさんはどのように感じられるのだろうか？

このような結果を踏まえ、今後の宗門における部落差別問題への取り組みのあり方、方向性を示唆出来ればと思う。

第7回真宗大谷派 ハンセン病問題全 国交流集会in高山

大屋 徳夫(囑託)

2008年3月6日～9日、第7回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会が高山市で450名の参加を得て開催された。

第1回交流集会が本山において開かれたのは11年前の1997年である。その時の集会の名称は、全国ハンセン病療養所交流集会であった。その前年の1996年に「らい予防法」が廃止され、同時に大谷派は宗務総長名で「謝罪声明」を表明した。それは「教えになきことを教えとしたことで、病とは別の苦しみを与えた」ことへの謝罪と今後の歩みの表明であった。その歩みの一つとして交流集会が開催された。第1回目の参加者は療養所入所者と大谷派関係者だけであり、当時は退所者や非入所者の存在に私たちは気づいていなかったのである。しかしその後、回を重ねる毎に療養所退所者・家族・遺族・台湾楽生院入所者・台湾楽生院自救会々員・弁護士・宗派外の支援者の参加と、その輪は広がりを見た。これは全国各地において、ハンセン病問題を縁としての出会いと交流の中から、人と人が繋がったものである。

それに伴って集会の名称も、真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会と名を変えていった。

そして今回の第7回目は、療養所の無い地域である高山教区での開催となった。今回の集会は、高山教区・ハンセン病問題に関する懇談会交流集会部会・解放運動推進本部の三者が協議を重ねて開催した。今回のように教区と合同で開催するのは初めてであり、高山市、高山市議会という行政の協力を得ての開催も初のケースである。高山教区では、集会の一年ほど前から実行委員会を立ち上げ、ハンセン病問題の事前学習会の開催や、教区の研修会に療養所退所者を招き、課題の共有が図られた。

結果、高山教区のスタッフにご門徒さんの参加となって表れた。並行して高山市役所ロビーでは、岡山の邑久光明園より拝借したハンセン病問題のパネル展が開かれた。また高山市議会議員の積極的な関わりを得ることができた。

このことは、高山市が療養所の無い自治体としては最初に「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会」の賛同団体となり、国に対して「ハンセン病問題基本法」の制定を求める要望書を提出する動きとなっていった。

また、交流集会部会から「高山4人計画」が提案された。これは「ハンセン懇」委員・元委員への呼びかけで、一人で交流集会に参加するよりもそれぞれの教区の仲間に呼びかけてほしい、参加することで出会う交流して欲しいという願いであった。その動きの中で今回450名もの参加をみた。なお、特筆すべきは、ハンセン病問題の中で亡くなっていった人々の追悼法要の勤修、初めてハンセン病問題に出会う人向けの分科会、高山市観光の時間を取り入れゆったりとしたスケジュールを組んだことである。

今後、この交流集会での出会いを大切に、取り組みに活かしていきたい。



「全療協、最後の闘い」への呼応 ―ハンセン病問題基本法制定―

訓覇 浩(本部委員)

昨年6月11日、「ハンセン病問題基本法」が制定され、本年4月1日に施行される。この法律の制定は、ハンセン病回復者の悲願と
いってよいものである。

ハンセン病問題基本法の制定要求運動、この運動は、ハンセン病療養所の将来構想をすすめる運動の中核として、全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)や、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会(全原協)そして、同弁護団や市民団体が結束して展開された運動であるが、それが遂に結実したのである。

真宗大谷派も賛同団体として名前を連ね署名運動などに協力してきたこの運動と、ハンセン病問題基本法についてご報告させていただきます。

まず、この将来構想問題への取り組みの性格であるが、全療協事務局長の神美知宏さんは、この闘いを「全療協、最後の闘い」と言い続けられた。

「全療協、最後の闘い」。「らい予防法」を12年前に廃止させ、さらに、「ハンセン病国賠訴訟熊本判決」を7年前に勝ち取ったハン

セン病回復者による運動。今回の取り組みは、その総決算であることは間違いない。しかし、最後の闘いという意味は、単純にその運動の積み重ねの最後となる運動というだけではない。むしろ、「らい予防法」廃止や、国賠訴訟勝訴という大きな闘いの成果を、回復者一人ひとりの確かな解放の実感として結実さすための運動、それが「最後の闘い」という言葉に込められた意味だと私は受けとめている。つまり、ハンセン病問題の真の解決に向けての闘いであるということである。

では、なぜいまこのような運動が提唱されなければならないのか。そこにはハンセン病療養所をとりまく、厳しい現実があるからに他ならない。

現在ハンセン病療養所の入所者は2700人、平均年齢は80歳に達しようとしている。そういう中で、入所者の方々は、年々療友が減っていくことの寂しさと孤独、そして深刻な医師不足など療養所の将来に、とうより療養所の明日の姿に大きな不安を感じて生活しておられると
いってよい。また、

予防法が廃止され、裁判に勝ったといえども、療養所はいまだに入所者だけの生活の場であり、社会の一部となったとはとても言えない状況が続いているのである。入所者が最後の一人まで、尊厳を持って、社会と遜色のない生活を送り続けていくことが許されないのが現在のハンセン病療養所である。たとえば、ハンセン病療養所を社会に開放し、市民を受け入れ、療養所の中で新しいコミュニケーションが生まれることで、療養所丸ごとの社会復帰を果たしたい、そういう願いをもっても、らい予防法廃止以降ハンセン病政策の根拠となっている「らい予防法」廃止法ではそれが許されない
のである。そういう中で提唱されたのがハンセン病問題基本法の制定という取り組みであった。

この法律はその基本理念として、誤った隔離政策によってもたらされた被害を、国が責任をもって回復することを謳っているが、その底辺に流れているものは、入所者が自らの住む場所の明日、そしてそこでの自分の生活のありようなどに対する自己決定が確保

されるということである。このことが隔離の中で生きるということにおいて、もっとも侵害されてきたことのひとつといってよい。

しかし、この法律の制定をもって、ハンセン病療養所の将来構想が実現したということにはならない。

むしろ実現に向けての法律的障害が取り除かれたというだけであり、今後、市民とハンセン病療養所、また今回成立した法律は、退所者の社会内での安心した生活ということも課題にしているが、退所者や非入所者と市民の関係

を深めていく中で、真の「らい予防法」廃止、ハンセン病問題の全面解決に向けてさらなる歩みを進めていくことが求められている。

全 療 協 声 明

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)の成立にあたって

全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)は、1951年、全国組織結成以来57年間にわたり、一貫して強制隔離からの解放と人権の確立、差別の連鎖を断つ運動に全力をあげてきました。

1996年、典型的な人間差別の法律として国際的に酷評されてきた「らい予防法」の廃止が実現し、2001年辛苦を超えて立ち上がった「らい予防法」違憲国賠訴訟に勝利しました。しかし、そのことによって、ハンセン病問題が解決したわけではなく、私たちは真の人間性の回復とノーマライゼーションの理念を名実ともに実現するために現在もお間断なく運動を継続することをよぎなくしています。

国立ハンセン病療養所入所者は、2008年5月1日現在2717人に減少し、平均年齢も79.5歳に達しました。

10年後には入所者は激減することが予見されながら政府は責任ある展望も将来構想もまったく示すことなく、療養所職員の定員を削減し、予算の縮減を図っています。私たちはこうした一方的な行政改革、合理化政策等を阻止し、強制隔離政策によってうけてきた人生被害の回復を図り、療養所の将来構想の問題などハンセン病問題の全面解決をはかるための基本となる法律の制定を強く念願してきました。

ハンセン病問題を全面的に解決するため、平素からご尽力をいただいている国会議員のみな様をはじめ、国会請願署名に格別のご理解をいただいた92万人の市民の方々のご支援によって平成20年6月11日基本法がついに成立し、ハンセン病問題の全面的な解決の見通しをあらためて実感しています。

今後、療養所ごとの将来構想の策定に積極的に取り組むことにより、私たちの望む将来への展望を切り開きたいと考えています。

これまで私たちに、たまわったご支援に対し、深甚なる謝意を表し声明といたします。

2008年6月11日

全国ハンセン病療養所入所者協議会(略称・全療協)

ギャラリー展 「差別と戦争」シリーズを終えて

雨森 慶為(本部委員)

2004年に本部職制が改正され、推進本部の課題として部落差別だけでなく、様々な差別問題への取り組みが明記されました。また非戦平和問題も業務として記され、そして2005年には、女性室も本部の所轄となりました。そこで毎年、人権週間に合わせて開催しております「ギャラリー展」では、こうした本部の新しい状況を踏まえ、それらの新たな課題を取り入れ、それらを個々にとらえるのではなく、できるだけグローバルに捉えるために「差別と戦争」を主題に企画しました。

日本の近代は戦争の時代であったといえるほど多くの戦争が行なわれました。そうした近代日本の戦争と部落差別、そして民族差別や性差別はどのような関係にあったのかを展示したいと考えました。意気込みに比べて展示資料の収集はむろん、学習自体の積み重ねが不十分であることから、宗派外の研究者の協力をあおいで、「戦争と差別」展を2005年から2007年の3年間にわたり実施しました。

差別と戦争Ⅰ

「部落差別と戦争」

(監修：朝治武、仲林弘次)

2005/12/6～2006/1/22



近代日本では国民皆兵という名のもとに徴兵制がひかれ、特に国家総力戦として戦われたアジア太平洋戦争下では、軍隊内での差別事件も多く、戦死者の式典での差別など新たな部落差別を生み出していました。また、経済統制が部落経済を疲弊させていきます。そうした中で、「差別に対しては敢然と立ち向かわなければならぬ」と被差別部落大衆の自覚を促してきた全国水平社は、戦争推進体制の積極的推進者に変貌していきます。水平社の戦争協力については、研究が進められており承知していましたが、「差別

をなくして戦争に勝とう」というスローガンが書き込まれた実物ポスターには驚きました。戦争を推し進めるためには天皇の下に挙国一致、赤子一体化が必要であり、その国体の実現によって部落差別は解消されるという思想なのです。その水平社の変貌を示す展示もしました。

戦争下では、「人々のものの見方、考え方まで麻痺させられてしまう」と指摘されています。それは、過去のことだけではなく現在においても解放運動が、あるいは解放思想が時代状況に抱き込まれていないか、解放運動といえどもいつも検証されていなければならないということを意味していると思います。

差別と戦争Ⅱ

「民族差別と同化政策ーアイヌ、沖縄、朝鮮」

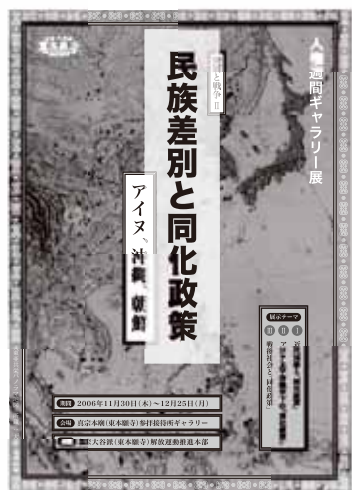
(監修：竹内渉、仲間恵子、文公輝)

2006/11/30～12/25

民族差別については、アイヌ・沖縄・朝鮮に対する皇民化教育をはじめとした同化政策を基軸に展示しました。同化政策は「異民族支配」の基本となった政策で、

法制度、教育、言語のみならず、学術研究のレベルまで日本化されました。それは徴兵と一体となっていて、まさしく天皇の赤子として戦うことが求められたのです。

戦後の社会に存在するアイヌ・沖縄・朝鮮に対する偏見は、近代の戦争遂行のための様々な政策の中で作られてきた価値観、ものの見方が背景にあることは疑えません。



また、大谷派はいち早く朝鮮開教に乗り出しています。1927年に発行された「朝鮮開教50年史」には、これまでの朝鮮人への開教は失敗であったと正直な反省が記されていました。それは国家の「植民地政策・同化政策」の枠から抜け出ないところでの反省なので限界がありますが、朝鮮開教は、侵略の先兵の役割を果たしたと一括りにして済まらずに、宗教が

国家を超えることが出来るのかという課題に直面していたのだと思います。

差別と戦争Ⅲ

「優生政策－国家、性、戦争」

(監修：藤野豊、吉村智博)

2007/11/30～12/24

戦争における性的暴力の犠牲者である女性たちの衝撃的な告発と証言によって、国が加害責任を問われ続けていますが、本展示では戦争と性差別の問題として、優生政策を基軸に取り上げました。これは、いのちを育むべき性に優劣という価値付けがなされ、戦争に勝つための優秀で健康な子孫を殖やそうという考えに立つ政策です。それは公娼制度と同じく国家による性の管理です。靖国神社によって国家が死を管理してきたことと軌を一にするものといえます。

生まれて、産んで、老いて、死んでゆくという誰もが持つ自然の中でいのちは継承されるものです。いのちを選別し、劣ったいのちを排除しようと国を挙げて展開されてきたことが、「従軍慰安婦」の背景にあるものだと思います。優生思想は現代の生命科学の中にも持ち込まれ、遺伝子レベルでの

排除の可能性を秘めています。



この3回のシリーズを終えて、戦争は差別そのものであることを改めて考えさせられました。特に、戦争遂行を目的につくられた政策や思想が人々の価値観となり、その価値観が今も私たちの中にあって、差別の克服を阻み、私たちの生活を破壊し続けているものであることが確認出来るのではないかと思います。

今回、戦争を通して差別問題を見てきますと、差別を自己の課題とするのと同時に、国家を問わなければならないことが、あらためて提起出来たように思います。なおギャラリー展にあわせて毎回シンポジウムを開催しており、その記録を『身同』に掲載しておりますのでご参照ください。

女性室の取り組みについて

見義 悦子(女性室スタッフ)

この教団に「女性室」が設置されて丸11年が経った。2005年7月施行の達令によって事務所管が組織部から解放運動推進本部へ移管されたが、女性室スタッフの位置付けに不十分さを感じている。それは、ずっと「男性教団」として成り立ってきた教団にとって、「女性室」の課題が共有されることの難しさを物語っているといえるだろう。

「女性室」は、その願いを「男女両性で形づくる教団」と掲げて出発した。それは、教団をあげて自分の足元を問う機会となっている。性差別の問題は、誰一人例外はない。それだけに向きあいにくい問題となっているといえよう。

まず、これまで(1983年から)女性たちから声が出されつづけてきた「女性住職の実現」に向きあう取り組みから始まった。それは同時に「坊守制度」を問う取り組みでもあった。その延長線上に「真宗の女性観」が見えてくる。真

宗大谷派の女性に関する制度の源は、第35願にある五障三従の女人などに象徴される仏教の女性観をどう受け止めてきたか、そしてその上に「明治」という一大国家体制確立へ向けて重視された良妻賢母、愛国心を持った女性を育てることを目的とした「女子教育」が加わった形でできあがったものと思われる。

しかし「同朋会運動」45年の歩みの中で、確実に女性たちは目覚めてきつつあるということを、年1回開催してきた「女性会議」を通して感じるができる。

「同朋」とは、上下関係を生きる中からは開かれてこない。「水平」、横へ限りなく広がりそして深まりつづけていく関係を願う中から開かれてくる関係であると思う。それは教団が部落差別の問題に取り組むことを重要課題として位置付けたところに見えてきた真宗の世界観である。

そしてどこまでも差別を差別

と感じた側からの声によってしか気づけない。「男女両性で形づくる教団」の願いの源はそこにある。その願いに立って、他者の声を聞くことのできる現場で、日常生活の中で、私たち一人ひとりが他者を意識しつづけていかなければならないことを痛感する。

そのために、男性女性の関係を、通例やあたり前としてきた歴史をもう一度受け止めなおし気づいていくことを願って、「女性室公開講座」を1年に2つの教区で開催してきた。

そこで見えてきた課題を機関紙「あいあう」(出遇いあう関係を願う)、「メンズあいあう」(男性自身が男性の課題となることを願う)の中で提起してきた。まだまだ人数からいえば少数であるが、声に出来ないでいる人々の声も聞こえ出した。今後もこれまで男性と女性が互いにどんな関係を生きてきたのかを問い返しつつ、女性を排除してきた機構制度、いつも

男性からしか語られてこなかった教学の受け止め、男性中心に営まれる儀式等を男性女性の共なる課題として取り組んでいきたい。

さて、この教団の機構制度、教学を問う最も象徴的な問題が坊守制度の問題であると思う。これまでずっと様々な場で坊守制度が、より開かれた制度となることを願って声が出されつづけてきている。

その制度に関して、2007年5月「坊守の位置付けに関する委員会」（宗務審議会）が設置された。その答申をもとに「寺院教会条例の一部を改正する条例案」が今定宗で提案され、可決された。

坊守の性別が取り払われていることは評価できるが、指針1「門徒・同朋に開かれた聞法道場としての寺院運営をめざして」指針2「男女両性で形づくる教団をめざして」を抜きにして論議することを前提にしての審議会であったことに課題が残る。

今からでも、これまで25年間声を出しつづけてきた願いの根っ子を様々な立場の人と確かめあい、一歩が踏み出せる場をつくっていったらと思う。

最後に、私がずっと危惧していること。それは「男女両性で形づくる教団」とは必ずしも「男女平等（共同）参画」という表現と同じではないということである。

「男女両性で形づくる教団」とは、先述した「出あいあう」関係を生きたいという願いを女性の側から表現した言葉である。だから「男女平等参画」は、「男女両性で形づくる教団」の願いに立ったものでなければならない。

この願いを持つことなしに「男女平等参画」だけを考えていけば、かえって男性女性の関係は見えにくくなっていくのではないだろうか。つまり、ただ女性の参画人数の数値的目標が達成されるということだけで良しという訳にはいかないのである。

男性、女性がこれまでの歴史によって、刷り込まれてきた意識にずれがあることに気づき、向きあえる、出あいあえる関係を生きていきたいと願う時、どうしても「男女両性で形づくる教団」と表現して掲げつづけていきたい。

同時に具体的な施策も進めていかねばならない。以前から声としてあげられているクォーター制をあらゆる機関で推進していけたらと思う。その意味で、2人の女性議員の誕生はうれしいし期待したい。

今あらためて、「男女両性で形づくる教団」の実現に向けた教化体制づくりと、それを支える基本条例の制定の必要性が最も重要な課題となって見えてきている。皆さんと力をあわせて取り組みを推進していきたい。

非戦に生きた僧侶、 竹中彰元師・高木顕 明師の復権・顕彰

雨森 慶為(本部委員)

2007年10月19日、「竹中彰元師復権顕彰大会」が、師の自坊である岐阜県垂井町明泉寺で行われました。

竹中彰元師は、日中戦争が始まった1937年、出征兵士見送りの途中で、「戦争は罪悪である」、さらに組内寺院の年忌法要の席で、「自分は侵略のように考える」と発言して逮捕、起訴され、禁固4月執行猶予3年の判決を受けた真宗大谷派の僧侶です。宗派は国家の処分に応じて、衣の色や法会の際の着座順を最下位とする「軽停班3年」の処分を下し、布教師の資格を剥奪しました。

当日明泉寺には、降りしきる雨のなか全国から約400名の僧侶・門徒が参集され、「正信偈・同朋奉讃」によるお勤めの後、熊谷宗恵宗務総長から、宗派としての処分取り消しと謝罪である「竹中彰元師の復権・顕彰に関する宗派声明」が表明されました。

しかし、竹中師の復権・顕彰への歩みは、戦後すぐに始まったわけでも、処分を下した宗派自身がその取り組みを始めたわけでもありません。師に対する処分に関わる資料が刊行されて以降、1990年から名古屋別院や当該の大垣教区における「平和展」で、竹中師の反戦言動等の事績が展

示され、宗派内外に紹介されてきました。1995年には、『同朋新聞』「ここに人あり」で紹介されています。こうした学習活動や、師の発言等についてのさらなる検証がこの取り組みの始まりとなっています。

その中でも、1999年に結成された「岐阜県宗教者平和の会」の活動は、この取り組みを宗派内外に知らせる上でも大きな役割を果たしています。2000年以降、毎年、明泉寺において「彰元忌」が開催され、竹中師の事績の研究を続けるなか、師の復権が願われてきました。

2004年の第5回彰元忌では、竹中彰元処分撤回要請が提起され、多くの賛同署名が集められました。宗派では、『教化研究』『身同』等で論文を公表し、全戦没者追弔法会に合わせて開催している「非戦・平和展」において、2004年から高木顕明師、河野法雲師とともにその事績を取り上げ、復権・顕彰に向けた課題共有に取り組んできました。

竹中師の復権・顕彰を願う方々の取り組みによって、約70年という長い年月を経て、宗派は、竹中氏に対する処分そのものの過ちを表明し、これを取り消し、慚愧の意を表するとともに、謝罪を行いました。

高木顕明師の復権は、1996年の全戦没者追弔法会において、住職差免及び擯斥の処分が取り消されて復権がなされました。

顕明師ゆかりの地である新宮市に顕彰碑を建立し、東本願寺総合案内所を会場として、「パネル展 高木顕明師の名誉回復に向けて」を開催してまいりました。2000年には、新宮市、熊野大学と共に「人権と文化」新宮フォーラム2000を開催して、顕明師をはじめとした大逆事件に連座した人々の事績を、市民、文化人と共に学びました。

また、顕明師が住職を務めた浄泉寺では、「遠松忌」を毎年お勤めし、2002年より昨年までは、参拝接待所ギャラリーにて高木顕明師の事績に学び、非戦・平和・平等の願いを真宗の教えに尋ねるギャラリー展「高木顕明師の事績に学ぶ」を開催し、顕彰への取り組みを続けてまいりました。本年より、新たにギャラリー展「非戦を生きた僧侶たち-高木顕明・竹中彰元の事績に学ぶ」として再構成して開催しました。

竹中彰元師復権顕彰大会後の記者会見で、現在の明泉寺住職は「『平和とは何か』ということが非常に大切な時代になっている。これで終わりということではなく、始まりとしなければならない」と語られました。高木顕明師、竹中彰元師の復権・顕彰への取り組みによって、両師のように仏法をもって社会に生きられた方々の志願を受け止め続け、今を生きる私たちがどう考え、どう行動するのかを確かめていく契機にしなければと願っています。

真宗大谷派セクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン

雨森 慶為(本部委員)

2007年8月、「真宗大谷派セクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン」が定められました。宗派においてセクシュアルハラスメントを防ぐために、守るべき規範や認識すべきことを示した指針です。セクシュアルハラスメントとは、「性的な関心や欲求に基づく言動」であり、他人を不快にさせるものです。

このガイドラインは、「真宗大谷派に所属する僧侶、門徒が性別に関わりなく「一人」としての尊厳を認め合う関係を構築し、もって宗派におけるセクシュアルハラスメントの防止に資すること」を目的とし、「宗派に所属する全ての僧侶、門徒」及び「勤務する全ての職員」を対象としています。

宗派におけるセクシュアルハラスメント防止の取り組みの始まりは、1999年4月、国において男女雇用機会均等法が改正され、事業主にセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上必要な配慮が義務づけられたことがひとつのきっかけとなっています。このころは、セクシュアルハラスメントへの関心や認識が社会にひろまり、各企業や大学等でセクシュアルハラスメント事件が明るみとなった時期です。慚愧に耐えないことですが、宗派においてもセクシュアルハラスメントによる被害を数件出しています。宗務職員間で、管理職と職員の間で、また僧侶とご門徒の間で起きており、いまだ解決にいたっていないものがあります。(なお、男女雇用機会均等法は、2007年4月にさらに改正され、セクシュアルハラスメント対策を配慮すべきとされていたものが、同対策への措置を講ずべきことが義務化されました)

こうしたことを受けて、宗派では2002年11月から「セクシュアルハラスメント防止実践研修会」を全ての宗務職員を対象として開催しました。(管理職対象2回、全職員対象4回)また、教務所職員対象の研修も連区ごとに開催されています。本研修後の2003年2月には「職場におけるセクシュアルハラスメントに関するアンケート」を実施しました。

アンケート結果からは、男性からの「セクハラという言葉は知っていたが内容はよく知らなかった」という意見が比較的多い(女性27.45%、男性40.15%)。男女ともに「私たちの職場においてセクハラが起ころうと思っている」という比率が高い(女性90.2%、男性85.61%)。特に「あなたの職場でセクハラが見られますか」という設問に対して、「見られる」と「たまに見られる」を含めると女性の約76.47%が、セクハラが見られるとしているのに対し、男性の場合は50%にとどまっています。また、「セクハラを見たことがある場合」の対応について、男女とも「やめるように注意した」も多いが(女性24.39%、男性31.08%)「何もしなかった」が一番多い(女性34.15%、男性45.95%)。という傾向が読み取れました。

男女とも「私たちの職場はセクシュアルハラスメントが起ころう環境にある」という認識を持ちながらも、そのセクシュアルハラスメントの内容について、特に男性

は十分には把握できておらず、またその対応についてもはっきりしていない現状にあると言えます。

この研修会の目標として(1)職員の研修体制の確立、(2)セクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン的要項の策定、(3)相談窓口の実現、という三点の具体化が掲げられていましたが、このアンケート調査によって再確認できました。

こうした状況の中、宗会において2006年内を目標に、「セクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン」の策定と相談窓口設置に向けた取り組みを進めることが表明されたことを受けて、女性室スタッフを加えた作業班を再編し作業を進めてまいりました。

今回、このガイドラインが策定されたことと合わせて「宗務役員のセクシュアルハラスメントの防止に関する規程」が定められました。これは、男女雇用機会均等法が改正されたことにともない、セクシュアルハラスメントを防止するために宗務職員が守るべき規定です。そして、宗務所に「セクシュアルハラスメント防止委員会」を設置し、研修等の企画を行い、相談窓口を運営しています。

セクシュアルハラスメントは、被害者のところに大きな傷を負わせることがあります。被害者が傷ついていることについて、加害者やまわりの人たちが全く気づいていないこともあります。セクシュアルハラスメントについての認識が希薄なため、被害者の苦しみの深さに思い至らないのです。

最近ではセクシュアルハラスメントの形態が多様化しており、加えてパワーハラスメントやモラルハラスメントと呼ばれているいじめや嫌がらせの存在が指摘されています。パワーハラスメントは権力や地位を利用した嫌がらせという意味で、モラルハラスメントとは、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力や嫌がらせです。それぞれの概念が互いに重なり合っているため明確に分けられないことがありますが、被害者にとっては深刻であり、その精神的苦痛は長期に渡ることもあります。これらのことは、セクシュアルハラスメント防止とともに早急に取り組むべき課題として指摘されています。

「セクシュアルハラスメント防止委員会」が運営する相談窓口は、こうしたセクシュアルハラスメントの苦情相談に応じ、その解決に向けて活動します。また、セクシュアルハラスメントを起こした人に対しても、再びセクシュアルハラスメントを起こさないために再発防止への取り組みを行い、双方が互いの尊厳を認め合う関係の回復に努めます。

セクシュアルハラスメントとは何か、セクシュアルハラスメントをしないためにはどうするのか、そしてもしセクシュアルハラスメントを受けた場合にどうすればよいか。このガイドラインを通じて、また各地で開かれるセクシュアルハラスメント防止研修会等を通じて、ともに学び、セクシュアルハラスメント防止への認識を新たにしたいと思います。

解放運動推進本部所有のパネルおよび学習ビデオのご案内

解放運動推進本部所有のパネルや学習ビデオは各教区に貸し出ししております。啓発や学習にご利用ください。

＜資料パネル＞

※パネル送料は各教区で負担いただきます。あらかじめご了承ください。

- | | |
|--|--|
| ①部落のひとびとと真宗ーその信仰ー（51点） | ⑫非戦を生きた僧侶たちー高木顕明・竹中彰元の事績に学ぶー（30点） |
| ②蓮如上人の生きた時代
ー中世における民衆の生活ー（40点） | ⑬非戦・平和展 |
| ③共なる世界を願ってーアイヌ民族復権運動・文化伝承の取り組みに学ぶ（55点） | 2001年 非核・非戦の願いに生きる＜長崎＞（96点） |
| ④隔離から解放へーハンセン病と真宗ー（107点） | 2002年 21世紀の子どもたちへ＜戦時下の教育、教科書＞（50点） |
| ⑤水平社設立の精神と浄土真宗（88点） | 2003年 戦争と女性＜ハルモニの絵画展、戦時下の女性教化＞（46点） |
| ⑥いま、共なる歩みをーハンセン病問題に照らされる自己と教団ー（95点） | 2004年 戦争と僧侶ー非戦を生きた僧侶たちー（71点） |
| ⑦部落問題とハンセン病問題ーその重なりから見えてくるものー（54点） | 2005年 歴史をつなぐー非戦・平和の願いに生きるー（98点） |
| ⑧差別と戦争Ⅰ 部落差別と戦争（53点） | 2006年 仏教と非戦ーいま、念仏者としてー（108点） |
| ⑨差別と戦争Ⅱ 民族差別と「同化政策」ーアイヌ・沖縄・朝鮮ー（70点） | 2007年 世のなか安穏なれ 仏法ひろまれー念仏者と非戦・平和ー（100点） |
| ⑩差別と戦争Ⅲ 優生政策 ー国家、性、健康ー（70点） | 2008年 念仏者と非戦ー平和憲法の精神に学ぶ（100点） |
| ⑪大谷派における解放運動の歴史と課題Ⅰー武内了温その事跡と課題ー | |

＜学習ビデオ＞

※解放運動推進本部所有の視聴覚教材は、制作者の許可を得たうえで貸し出します。下記の事項に留意してください。

- ①学習・啓発を目的とした教団内部での使用に限る。 ②転貸複製は禁止する。

《部落差別問題関係》

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1 鶴つ嘴の青春(42分) | 22 橋のない川 全国水平社創立70周年記念映画(139分) |
| 2 なかまをもとめて(19分) | 23 あすなろの詩(53分) |
| 3 この人を見よ 解放の父/松本治一郎(30分) | 24 あさかすとーりー(43分) |
| 4 家族 ー部落差別を生きるー(35分) | 25 ドキュメンタリー結婚(33分) |
| 5 人の世に熱あれ 人間に光あれⅠ(40分) | 26 宗教と部落差別問題Ⅳ
ー自らの差別意識を問うー(36分) |
| 6 人の世に熱あれ 人間に光あれⅡ(30分) | 27 人間解放ー上杉佐一郎70余年の生きざまー(54分) |
| 7 人の世に熱あれ 人間に光あれⅢ(45分) | 28 住井すゑ 90歳の人間宣言(90分) |
| 8 人間の街(80分) | 29 無実の叫びー冤罪・狭山事件35年ー(30分) |
| 9 繁栄の時代を支えて ドキュメント被差別部落(54分) | 30 太鼓づくり 匠の技(30分) |
| 10 日本の歴史と部落問題 第1巻(50分) | 31 部落の心を伝えたい 更池の語りべ 吉田小百合(30分) |
| 11 日本の歴史と部落問題 第2巻(62分) | 32 全国水平社創立80周年 水平(45分) |
| 12 日本の歴史と部落問題 第3巻(54分) | 33 私自身を見てください
ー固定観念・ステレオタイプー(27分) |
| 13 部落史学習ビデオⅠ 渋染めー揆に学ぶ(17分) | 34 もう一人の私ー個人情報保護ー(27分) |
| 14 部落史学習ビデオⅡ
全国水平社の思想と闘いに学ぶ(48分) | 35 よき日のために
ー全国水平社80年の闘いに学ぶー(45分) |
| 15 部落史学習ビデオⅢ
被差別部落の成り立ちに学ぶ(47分) | 36 それぞれの音色ー太鼓の町に生きるー(45分) |
| 16 部落史学習ビデオⅣ 同和行政の歴史に学ぶ(60分) | 37 「私」のない私ー同調と傍観ー(45分) |
| 17 部落史学習ビデオⅥ 人権教育のための国連10年と同和教育(55分) | 38 そっとしておけば
…寝た子を起こすなという考え方(36分) |
| 18 叫びとささやき(45分) | 39 釈迦内枢唄(120分) |
| 19 阪神大震災と被差別部落
ー神戸・番町からの報告ー(37分) | 40 今でも部落差別はあるのですか？
ーマイナスイメージの刷り込み(38分) |
| 20 識字ー差別が奪った文字ー(27分) | 41 部落の歴史(中世～江戸時代)ー差別の源流を探る(27分) |
| 21 40年目の手紙ー戦後50年・支部結成30年の日にー(80分) | |

《アイヌ民族差別問題関係》

- 42 アイヌ文化伝承記録映画ビデオ大全集第1巻(60分)
 43 アイヌ文化伝承記録映画ビデオ大全集第2巻(60分)
 44 アイヌ文化伝承記録映画ビデオ大全集第3巻(60分)
 45 アイヌ文化伝承記録映画ビデオ大全集第4巻(60分)
 46 アイヌ文化伝承記録映画ビデオ大全集第5巻(60分)
 47 新・共生への道 ―日本の先住民族・アイヌ―(30分)
 48 第6回アイヌ民族文化祭 ―国際先住民年記念―(90分)
 49 共生への道 ―日本の先住民族・アイヌ―(30分)
 50 アイヌまりも祭り(30分)
 51 カムイト・ラノ ―神々とともに自然と共に―(104分)
 52 アイヌ生活文化再現マニュアルー綴る(60分)
 53 アイヌ生活文化再現マニュアル
 ―食べもの、春から夏(60分)
 54 アイヌ生活文化再現マニュアル
 ―食べもの、秋から冬(60分)
 55 アイヌ生活文化再現マニュアルー織る(60分)
 56 アイヌ生活文化再現マニュアルー建てる(60分)
 57 アイヌ生活文化再現マニュアルー縫う(60分)
 58 アイヌ生活文化再現マニュアルー川魚 サケ・ヤマメ・シ
 シャモ(60分)
 59 アイヌ生活文化再現マニュアルーイオマンテ 熊の霊送
 り【儀礼編】(60分)
 60 アイヌ生活文化再現マニュアルー編む【ゴザ】(60分)
 61 アイヌ生活文化再現マニュアルー先祖供養【シンヌラッ
 パ・イアレー白老・旭川編】(60分)
 62 アイヌ生活文化再現マニュアルー編む【タラ・エムシアツ】
 (60分)
 63 アイヌ生活文化再現マニュアルー先祖供養【シンヌラッ
 パ・イアレー平取・新ひだか編】(60分)

《死刑制度廃止関係》

- 64 ある殺人犯の独白 ―隠された死刑囚―(50分)
 65 死刑廃止を考える(25分)

《在日韓国・朝鮮人問題関係》

- 66 いちばん近くに 在日外国人人権啓発アニメ(22分)
 67 マンガン鉱山に生きた朝鮮人たち(45分)
 68 在日コリアンの肖像
 ―時代を生きる家族・7年の足跡―(45分)
 69 在日 前半 歴史編(135分)
 70 在日 後半 人物編(123分)
 71 サラムという名の隣人(38分)
 72 在日外国人問題の原点を考えるⅠ 歴史編 ハルモニたち
 は踊る(30分)
 73 在日外国人問題の原点を考えるⅡ 現状編 オモニの想い
 (30分)
 74 在日外国人問題の原点を考えるⅢ 展望編 出会い(30分)

《性差別問題関係》

- 75 さよなら！職場のセクシャルハラスメント(27分)
 76 女と男のイイ関係(29分)

《障害者差別関係》

- 77 てんかんと共に生きる(30分)
 78 私も西成のまちで生きたい！(30分)

《ハンセン病問題関係》

- 79 あつい壁(95分)
 80 沖縄愛楽園から伝えたいこと(35分)
 81 現代社会と人権シリーズ
 ハンセン病剥奪された人権(25分)
 82 声なき者たちの証言 見えない壁を越えて(120分)
 83 風の舞 ―闇を拓く光の詩―(60分)
 84 いま私たちが問われているもの 曹洞宗(43分)
 85 呂久光明園 人間回復の橋、心のかけ橋となれ①②(DVD)
 (67分)
 86 2001年証言の部屋(120分)
 87 2003年証言の部屋VOL1(160分)
 88 2003年証言の部屋VOL2(160分)
 89 2003年証言の部屋VOL3(160分)
 90 ソロクト・楽生院―日本が残したハンセン病隔離政策(DVD)
 (31分)
 91 療養所の中で
 ―ハンセン病問題を風化させないために―(21分)
 92 ハンセン病 今を生きる(49分)
 93 いのちの遺産―神山復生病院の記録(38分)
 94 家族からひきはなされて(DVD)(19分)

《非戦・平和関係》

- 95 在日の戦後補償 ―鄭商根さんの場合―(25分)
 96 証言・南京大虐殺(23分)
 97 絶滅収容所 ―アウシュビッツ・ビルケナウ・トレブリン
 カの場合―(20分)
 98 沖縄戦の凶 ―佐喜真美術館へのいざない―(30分)
 99 昭和と戦争第1巻 満蒙に賭けた夢(昭和4～10年)(60分)
 100 昭和と戦争第2巻 赤紙が届く日(昭和11～12年)(60分)
 101 昭和と戦争第3巻 銃後の女たち(昭和13～15年)(58分)
 102 昭和と戦争 第4巻 立ち上がれ少国民(昭和16～18年)
 (59分)
 103 昭和と戦争第5巻 若き兵士の悲劇(昭和18～19年)(60分)
 104 昭和と戦争第6巻 本土決戦の覚悟(昭和20年)(60分)
 105 昭和と戦争第7巻 焼け跡をさ迷う(昭和20～21年)(60分)
 106 昭和と戦争第8巻 独立への道のり(昭和22～26年)(59分)

《その他》

- 107 赤の他人はなかりけり
 ―庶民俳人・一茶の句から―(31分)
 108 抱樸舎だより ピーマン大王(30分)
 109 人権は国境を越えて(15分)
 110 遠い夜明け(字幕スーパー)(157分)

INFORMATION

解放運動推進本部の近年の主な業務

- ◆『部落問題学習資料集』
 - ・第9刷発行
 - ・改訂版発行
- ◆解放運動推進要員研修会

真宗大谷派における解放運動の核となる人の誕生を願いとして、京都市内や現地を会場に2年度間全8回開催されています。

 - ・第15期 2002年7月から2004年6月まで
 - ・第16期 2004年7月から2006年6月まで
 - ・第17期 2006年7月から2008年6月まで
 - ・第18期 2008年7月から2010年6月まで
- ◆部落差別問題等に関する教学委員会

部落差別問題等に関する教学委員会規程に則り6名の委員が委嘱され(任期2年)、第1回会議を2005年5月26日に開催し、2007年1月12日中間報告を宗務総長宛提出しました。現在までに19回の会議が行われ、部落問題学習テキストや部落問題学習資料集のあり方について検討されています。
- ◆『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議
 - ・第12期 2003年4月1日から2005年3月31日まで企画委員長
 - ・第13期 2005年4月1日から2007年3月31日まで企画委員会副委員長・第6連絡会会長教団
 - ・第14期 2007年4月1日から2009年3月31日まで企画委員会担当・第6連絡会会長教団
- ◆署名運動
 - ・「狭山事件の公正な裁判―事実調べを求める新100万人署名」運動
 - ・「狭山事件の公正な裁判―事実調べを求めます」署名運動
 - ・「ハンセン病補償金不支給決定取消訴訟の早期公正判決を求める要請」署名運動
 - ・「ハンセン病問題基本法を制定し開かれた国立ハンセン病療養所の未来を求める国会請願署名」運動
- ◆声明・メッセージ
 - ・2004.9.16 死刑執行の停止、死刑制度の廃止を求める声明を発表
 - ・2005.9.17 死刑執行の停止、死刑制度の廃止を求める声明を発表
 - ・2005.10.25 ハンセン病補償金不支給決定取消請求訴訟判決に対する声明を発表
 - ・2006.3.1 法相の死刑執行命令書署名拒否発言に賛同し支援する岡崎集会の開催に係る解放運動推進本部長のメッセージ提出
 - ・2006.7.27 朝鮮民主主義人民共和国在住者への入国拒否決定に対する解放運動推進本部長名声明を発表
 - ・2006.7.29 韓国・朝鮮の遺族とともに一遺骨問題の解決へ2006夏 東京集会に宗務総長名メッセージを提出
 - ・2006.9.4 死刑執行の停止を求める法務大臣への解放運動推進本部長名メッセージを杉浦法相に提出
 - ・2006.12.26 死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明を発表
 - ・2007.2.9 男女平等参画社会の実現に向けた要望書提出
- ・2007.5.2 死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明を発表
- ・2007.8.31 死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明を発表
- ・2007.10.19 竹中彰元師の復権・顕彰に関する宗派声明
- ・2007.12.10 死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明を発表
- ・2008.4.17 死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明を発表
- ・2008.6.19 死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明を発表
- ・2008.9.12 死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明を発表
- ・2008.10.27 死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明を発表
- ・2009.1.30 死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明を発表
- ◆第14回もちつき大会 2009年1月11日

御影堂門前緑地帯噴水周辺
希望の会(当事者)・きょうと夜まわりの会(支援の会)主催
第11回から、これまで十分に話されてこなかった地域住民に対する本部の野宿者問題への取り組みの理解を深めることを併せておこなっています。
- ◆真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会
 - ・第6回 ひとりと出会う ともに生きる
―ハンセン病問題からの問いかけ
2006年3月5～7日 真宗本廟・大谷大学・渉成園
 - ・第7回 人間に帰ろう
―高山で出会う私のハンセン病問題
2008年3月4～6日 高山別院及び高山市内
- ◆全戦没者追弔法会(シンポジウム、非戦・平和展も同テーマで開催)
 - ・2005年 歴史をつなぐ―非戦・平和の願いに生きる
 - ・2006年 仏教と非戦―いま、念仏者として
 - ・2007年 世のなか安穏なれ 仏法ひろまれ
―一念仏者と非戦・平和
 - ・2008年 念仏者と非戦―平和憲法の精神に学ぶ
- ◆遠松忌法要―高木顕明師を想うつどい(高木顕明展…参拝接待所ギャラリー)
 - ・2004年度 2005年6月19日勤修/高木顕明展:2005年5月18日～6月30日
 - ・2005年度 2006年6月18日勤修/高木顕明展:2006年5月26日～6月26日
 - ・2006年度 2007年6月23日勤修/高木顕明展:2007年6月20日～7月12日
 - ・2007年度 2008年6月21日勤修/非戦を生きた僧侶たち展:2008年6月12日～7月15日
- ◆人権週間ギャラリー展(シンポジウムも同テーマ)
 - ・2004年度 部落問題とハンセン病問題
―その重なりから見えてくるもの
 - ・2005年度 差別と戦争Ⅰ 部落差別と戦争
 - ・2006年度 差別と戦争Ⅱ 民族差別と同化政策
―アイヌ、沖縄、朝鮮
 - ・2007年度 差別と戦争Ⅲ 優生政策―国家、性、健康
 - ・2008年度 大谷派における解放運動の歴史と課題Ⅰ
―武内了温その事跡と課題―
- ◆いのちの表現展―死刑ってなに?いのちってなに?
 - ・2008年10月23日～11月4日 参拝接待所ギャラリー

”フォーラム”(FORUM)とは、古代ローマの中央にあった大広場のことです。これは、日常生活に欠かせない商品流通の市場として、あるいは裁判の場となったり、政治などの集会場として利用されていました。”フォーラム”には、人が集り、そこではいろいろな語り合い、ふれあいがあり、いろいろなことが論議されました。また、各地から様々な情報も集ってきました。現在では、公開された場所という意味はもちろん、世論の批判とか裁き、法廷、公開討論会、公論誌などの意味で使われています。”解放運動推進フォーラム”は、大谷派における解放運動推進を願うものにとつての、そんな情報があり論争のある、”開かれた広場”をめざしています。

◆編集後記「同和推進本部」から「解放運動推進本部」に名称変更されたことに伴い、『同和推進フォーラム』を『解放運動推進フォーラム』と名称変更しお届けします。発行が長期間あいてしまいここに深くお詫びいたします。名称変更後の第1号として、現在の本部の課題と取り組みを掲載しました。ご意見・ご感想をお寄せください。